

第 8 期介護保険料の算定に向けて

1. 介護保険運営協議会の今後のスケジュール

		令和 2 年 12 月	令和 3 年 1 月	2 月	3 月
介護保険 運営協議会	会議	● (12/17)	● (1/28)	● (2/18)	
	検討 事項	第 8 期保険料算定に向 けて	介護保険料の審議	第 8 期計画書 (案) 答申 (予定)	介護保険料等条例 改正案議会上程・ 審議
国等の動向		介護報酬改定率 (案) 公表			
市民参加		<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント (12/15 から) ・市民説明会 (感染対策 のため中止) 	→ (1/15 まで)		

2. 第 8 期介護保険料算定に係る改正点等

第 8 期介護保険料算定においては、以下のような制度上の改正等による影響を見込みます。

- 第 1 号被保険者及び第 2 号被保険者の負担率 (令和 3 年度から 5 年度) ※第 7 期から変更なし
第 1 号被保険者、第 2 号被保険者の負担率については、下記のとおり変更ありません。

第 7 期		第 8 期	
第 1 号被保険者	第 2 号被保険者	第 1 号被保険者	第 2 号被保険者
23%	27%	23% (±0)	27% (±0)

資料：全国介護保険担当課長会議資料 (令和 2 年 7 月 31 日 厚生労働省資料)

- 保険料の収納下限率 ※第 7 期から変更なし

保険料の収納下限率について、第 1 号被保険者数が 1 万人以上の保険者は 92%とされました。

資料：全国介護保険担当課長会議資料 (令和 2 年 7 月 31 日 厚生労働省資料)

○介護給付費財政調整交付金の見直し

調整交付金は、後期高齢者の加入割合や第1号被保険者の所得の差といった、自治体間の格差を全国で平準化するために国から交付されるものです。現行では、要介護認定率で重み付けがされていますが、介護給付費により重み付けをする方法に変更されます。なお、第8期計画期間（令和3年度～令和5年度）においては、激変緩和措置を講じられます。

また、交付金算定にあたり保険者に「一定の取組」として介護給付費適正化事業の実施が求められることとされました。

資料：全国介護保険担当課長会議資料（令和2年7月31日 厚生労働省資料）

○基準所得金額の見直し

第8期計画期間における第1号保険料の基準所得金額については、国による第1号被保険者の所得分布調査の結果を踏まえて、以下のとおりとされました。

	第7期	第8期
第6段階と第7段階を区分する基準所得金額	120万円	120万円
第7段階と第8段階を区分する基準所得金額	200万円	210万円
第8段階と第9段階を区分する基準所得金額	300万円	320万円

資料：第8期計画期間における第1号保険料算定に必要な諸係数について
（令和2年11月30日 厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）

○負担軽減の見直し

（1）特定入所者介護サービス費の見直し

施設入所者の負担する食費や居住費について、年金収入や預貯金等に一定の基準を設け費用の一部を助成（特定入所者介護サービス費）する制度ですが、助成を受けていない施設入所者や在宅で介護を受ける方との公平性の観点から所得段階の精緻化とそれに合わせた資産基準の見直し、助成額の見直し等が予定されています。

（2）高額介護（介護予防）サービス費の見直し

医療保険における自己負担限度額の上限額に合わせる形で、一定の収入以上の場合に上限額の引き上げが予定されています。

資料：全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料
（令和2年3月10日 厚生労働省資料）